

福島市ふるさと除染計画

<第1版>

平成23年9月27日

福 島 市

目 次

はじめに

第1編 除染の概要

1 福島市内の放射能

- (1) 市内の放射性物質 1
- (2) 今後の見通し 2
- (3) 除染の必要性 3

2 除染の方針

- (1) 基本方針 5
- (2) 計画期間 5
- (3) 目標 5
- (4) 除染の重点対象とスケジュール 5
- (5) 除染の手法・除染マニュアルの作成 6
- (6) 除染に伴う土壌等の取り扱い 7
- (7) 道路、側溝等の除去土壌の仮置き場の安全性の確保について・7
- (8) 除染の主体 8
- (9) 市民・企業等による除染活動への支援 9
- (10) 国・県・市の連携 10

3 優先度の考え方

- (1) 市内の空間放射線量別 11
- (2) 地域内の土地用途別 11

4 地域毎の除染の取り組み 13

5 除染スケジュール 14

第2編 【別冊】福島市除染マニュアル・第1版

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日、突如、東日本を襲った未曾有の大地震は、東北 3 県を中心に大きな被害をもたらし、死者・行方不明者約 2 万人の犠牲者を出すとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故を引き起こしました。震災から 6 ヶ月を経て復興への槌音が響くべきときとなってもなお、原発から放出された放射能は姿の見えない災害として、福島県に住む私たちを襲い続けています。

一方、私たちはこれまで放射能災害に対する試行錯誤の取り組みを続ける中で、放射能について多くのことを学びました。これからも郷土を守り、暮らし続けるためには、恐れるだけでなく放射能に立ち向かわなければ事態を改善することはできないことも知りました。

放射能災害は本来、国と東京電力が対処すべき問題です。国は放射性物質による汚染の除去に責任を持って取り組むとしていますが、それには相当の時間がかかると考えられます。このため、市では、一日も早く市民のみなさんの不安を解消するため、市が主体となって市内全域で放射性物質を除去する（除染）こととしました。しかし、市内全域で、子どもたちから高齢者まで安心して暮らせる故郷を再び取り戻すためには、長い時間と、地域の総力をあげての取り組みが必要となります。本除染計画は、各専門機関の指導と市放射能対策アドバイザーのアドバイスを受け、行政と市民のみなさんが協働で除染活動に取り組む共通の指針として策定したものです。

本除染計画は固定したものではなく、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（通称「汚染がれき処理法」）」に関連して今後示される環境省令に合わせた見直しや新たな除染手法の導入など、適宜改訂してまいります。

なお、本市では、東日本大震災からの復興にあたって、現行の福島市総合計画を補完する「福島市復興計画」を策定します。本除染計画は、福島市復興計画の除染についての実行計画として位置づけることとします。

平成 23 年 9 月 27 日

第1編 除染の概要

1 福島市内の放射能

(1) 市内の放射性物質

① 放射線量と経過

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質は、本市では特に3月15日夜半の雨によって地表に落下し、土壌等を広く汚染したとみられます。

空間放射線量は県北保健福祉事務所で最大 $24\mu\text{Sv}/\text{時}$ (マイクロシーベルト/時)を記録し、その後徐々に低下してきているものの、5ヶ月を過ぎた8月末時点で、最も高い地点では $3\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超えています。

このため、市内の一部を除いた居住環境においては、2012年3月までの1年間の市民の外部被ばく線量は $1\text{mSv}/\text{年}$ (ミリシーベルト/年)を超えるものと考えられます。

② 放射線量の分布

測定によると、市内では渡利、大波、中央、清水、東部、信陵、飯野地区などで線量が比較的高くなっています¹。

現在市内の主な放射線源である放射性セシウムは、雨水により洗い流され沈殿により濃縮されます。このため、コンクリートやアスファルトの道路・広場等は線量が低くなりましたが、道路の側溝や集水枡、民家や施設の雨どい、雨がしたたるコンクリート、水が集まる庭の低地などに、局部的に線量が高いホットスポットが存在します。また、セシウムが沈着しやすい、芝、草地、畑、山林などは線量が高くなっています。

また、合流式下水処理場や水道水の浄水場等では、人工的に雨水を含む水の浄化を行うため、浄化処理で発生する汚泥等には放射性物質が高濃度に濃縮されています。

③ 放射性物質の種類

事故当初、ヨウ素131が放射性物質の大きな割合を占めましたが、半減期²が約8日のため、7月以降はほとんど検出されていません。また、ストロンチウム、

¹ 福島市環境部 「全市一斉放射線量測定結果」

² 【半減期】：自然崩壊により放射能が半分になる期間。物質により異なる。

プルトニウムなどは、事故当初から極めて微量しか検出されていません。

7月末時点で、本市の空間放射線の主要な放射線源は、セシウム 134 及びセシウム 137 となっています³。

④ 大気中の放射性物質

観測によると、平成 23 年 7 月現在、放射性物質を含んだ塵は、市内の大気中でほとんど検出されなくなってきました⁴。よって、現在検出されている空間放射線量は、地面や木々の葉などに残っている放射性物質から放たれているものと考えられます。

⑤ 土壌内での放射性セシウム

放射性セシウムは土壌内では非常に移動しにくく、研究によると、土壌内の粘土に吸着されるか、高分子化合物に結合しています。現在、土壌内のセシウムはほとんど粘土に吸着され、化学的には容易に分離しない状態になっており、このことから、植物等には吸収されにくくなっているといわれます。⁵

一方、事故発生時に降った放射性物質にさらされたもので、堆肥や雑草、わら、落ち葉等、有機物を多く含んだものには、未だ植物へ移行するセシウムが多く含まれており、移動や利用には注意が必要です。

セシウムが粘土に吸着されることによって、我々の食生活への放射性セシウムの影響は減少しつつありますが、生活空間に存在する限り、放射線は依然として放出され続けます。

(2) 今後の見通し

測定によると今回の事故では、セシウム 134 とセシウム 137 がほぼ同量放出された⁶とみられています。半減期は、セシウム 134 が約 2 年なのに対し、セシウム 137 は約 30 年です。放射線のエネルギーはセシウム 134 のほうが強いことから、今後数年は、セシウム 134 の減衰により全体の放射線量の低下が見込めます。

セシウム 134 とセシウム 137 の放射能合計または線量率の合計を平成 23 年 4 月が 1 とすると、放射能は 2 年で約 4 分の 3 に減り 30 年で約 4 分の 1 になります。このため、放射線量率は、単純計算では、今後 3 年で約 2 分の 1 に低下し、その後も時間の経過とともに低下すると考えられています。しかし、その後は半減期が長いセシウム 137 が主な放射線源となるため、放射線量率は 9 年で約 4 分の 1、30 年で約 7 分の 1 と低下する割合は鈍化します（下図参照）。

このようにこのまま放射性物質を放置したままでは、放射線量の大きな低下は

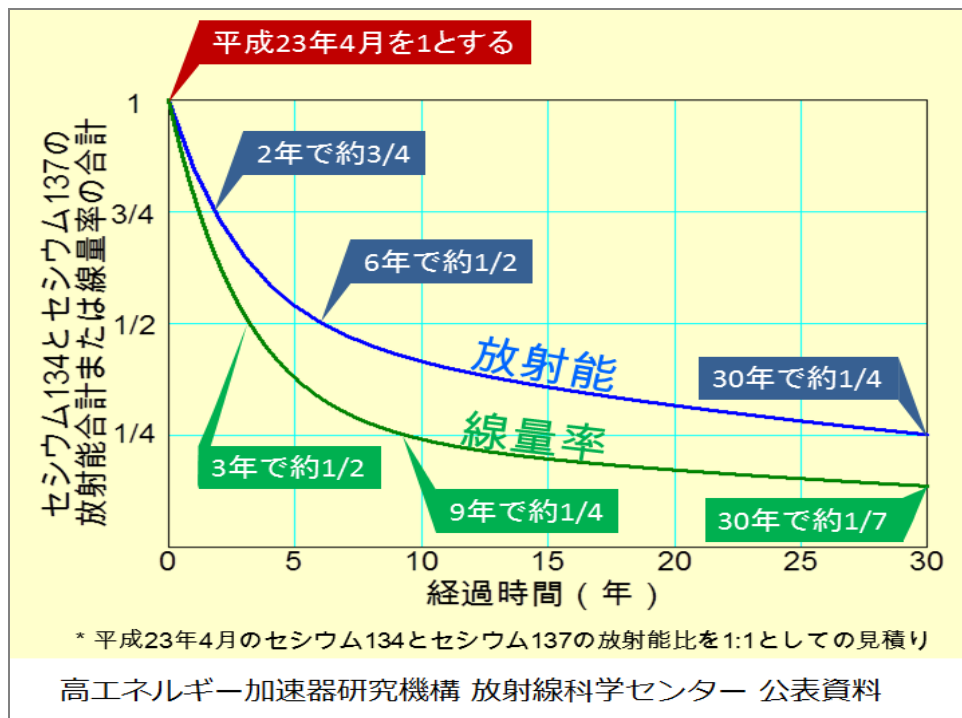
³ 文部科学省 8月7日発表「土壌モニタリング結果」、「環境放射能水準調査結果」

⁴ 文部科学省 8月7日発表「ダストサンプリングの測定結果」、福島大学 8月3日発表観測結果

⁵ 東北大学サイクロトロンラジオアイソトープセンター長 石井慶造教授

⁶ 文部科学省 発表「環境放射能水準調査結果」

期待できません。



(3) 除染の必要性

国の原子力災害対策本部が平成23年8月26日発表した「除染に関する緊急実施基本方針」では、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）によって、2年を経過した時点における推定年間被ばく線量は、現時点より約40%減少するという試算を示しています。

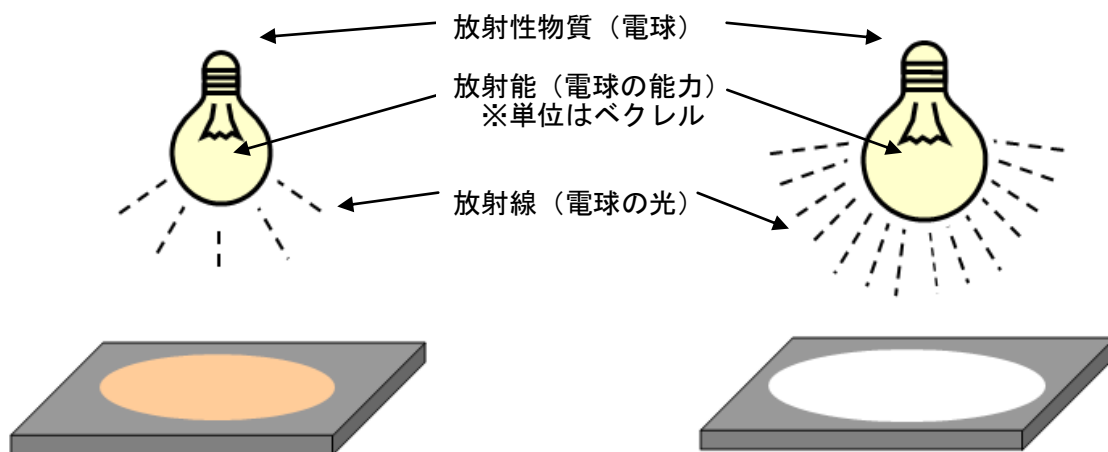
しかし、平常時（ $0.04 \mu\text{Sv}/\text{時}$ ）に比べ大変大きな空間放射線量にある状況で、私たちは健康への影響について大きな不安を抱いています。この不安を早く解消するためには、放射線量を低くしなければなりません。そのためには、除染によって放射性物質を取り除く必要があります。そして、除染を早く実施すればするほど、私たちの被ばく量を減らすことができるのです。

《参考》

放射性物質：放射線を放出する性質を持った物質。核燃料となるウランやプルトニウムのほか、原子炉の中で作られる放射性ヨウ素や、放射性セシウムなど多くの種類の放射性物質があります。

放射線：高いエネルギーを持った電磁波・中性子などで、放射性物質から放射されます。自然界にも存在し、太陽や宇宙からも降り注いでいます。物質を通過する力があり、身体に当たると細胞を作っている分子を傷つけることがあります。医療に使われる X 線も放射線の一種です。

放射能：放射線を出す能力を「放射能」といいます。電球に例えると、電球＝放射性物質、光＝放射線、電球の能力＝放射能、ということになります。



ベクレル (Bq)：放射線を出す能力を表す単位。1Bq は 1 秒間に 1 個の原子核が崩壊すること。

シーベルト (Sv)：人が放射線を受けたときの影響の程度を表す単位。

1 Sv の 1000 分の 1 が 1mSv (ミリシーベルト)、1mSv のさらに 1000 分の 1 が 1 μ Sv (マイクロシーベルト) と表します。

2 除染の方針

(1) 基本方針

福島市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる災害からの復興にあたって、除染を対策の軸に据えることとします。

市内の除染は、市が主体となって、全力で取り組みます。

しかし、行政だけでは市内全域を早急に除染することは難しいことから、放射線量の低い場所など状況によって市民やボランティア、企業等へ協力をお願いすることとします。

なお、除染活動以外の、長期的な健康管理や風評被害などの放射能対策については、別に定める福島市復興計画により対応することとします。

(2) 計画期間

計画期間は5年とし、重点期間を2年とします。

(3) 目標

- ①今後2年間で、市民の日常生活環境における空間放射線量を市内全域で $1\mu\text{Sv}$ ／時以下にすることを目指します。
- ②現在空間放射線量が $1\mu\text{Sv}$ ／時以下の地域においては、今後2年間で、現在の空間放射線量を60%⁷低減させることを目指します。
- ③将来的には、推定年間被ばく線量を、国際放射線防護委員会の基準で一般公衆の線量限度である年間 1mSv 以下にすることを目標とします。

(4) 除染の重点対象とスケジュール

市内全域を除染の対象としますが、スケジュールの策定にあたっては、市による放射線量測定結果等により、安全安心の緊急度を考慮して優先度を定め、重点的に除染を行うこととします。当面は、以下の範囲を重点的な除染対象とします。

市内全域の除染には長い期間を要することから、中長期的なスケジュールと年毎のスケジュールを定めます。スケジュールは、作業の進捗状況及び新たな除染手法等を考慮し、柔軟に見直します。

⁷ 平成23年8月26日に国の原子力災害対策本部が発表した「除染に関する緊急実施基本方針」における、子どもの生活環境における低減率を準用

- ① 市民が日常生活を過ごす環境
 - ・ 個人住宅、集合住宅およびその周辺の生活環境
 - ② 市民に身近な公共施設
 - ・ 学校、保育所、道路、公園、児童遊び場、その他公共施設等
- ※ 農地・山林、河川等は、除染手法が確立された後に本計画においてスケジュール化し、計画期間内に除染を始めます。

(5) 除染の手法・除染マニュアルの作成

放射能そのものを消してしまう方法はありません。除染は、「放射性物質を取り除き、再び飛散しないように封じ込めること」が基本です。

現在、さまざまな除染方法が提案されていますが、基本は同じです。

放射性物質の収集の効率化、飛散防止、濃縮・体積の圧縮などの工夫により、必要な経費や人手、機材も異なります。場所や対象に合わせて、適切な除染方法を選択する必要があります。

① 除染方法の調査と開発支援

市内で除染が必要な場所や対象は多様です。このため、市が除染を行う場合は、除染の手法は画一的に定めることなく、国・県と連携して場所と対象に合った最適な除染方法を柔軟に採用していきます。

また、大学や研究機関と連携して新たな除染手法の開発を積極的に支援していきます。

② 除染マニュアルの作成

市民が自ら安全・確実に除染ができるよう、除染の手法について、国・県・専門家の指導を受けながら、「福島市除染マニュアル」を作成します。

マニュアルは、新たな手法の開発に合わせ、適宜改訂していきます。

なお、除染は専門家の指導により行うことが大切です。市では、除染相談窓口を設置し市民の相談に応じるとともに、除染講習会の開催や除染アドバイザーの派遣を行います。

③ 作業の安全の確保

国・県が行った実験では、本市の状況下では、短時間の除染作業で健康に影響を及ぼす被ばくはしないとされています。

しかし、市内の放射線量の状況はさまざまなことから、除染にあたっては、除染事業者・市民・ボランティアなど作業に従事する人は、事前の放射線量測定、作業時の服装、除去土壌からの放射線を避ける対策などにより、安全に十分注意を払いながら実施することとします。除染マニュアルで安全対策を示し

ます。

(6) 除染に伴う土壌等の取り扱い

除染に伴って発生する土壌等（土壌、草木、ごみ等：以下「除去土壌等」という。）について、国は最終処分場等の設置を予定していますが、実際に運び出しができるようになるまでには、かなりの時間を要すると考えられます。

除染は早急に進める必要があることから、当面、以下の方針により除染した場所の敷地内に仮置きすることを基本とします。

○除去土壌等の処理方針

- ① 公共施設等 … 原則として、その敷地内に仮置き保管します。
- ② 民地・宅地等 … 原則として、除染した敷地内に仮置き保管をお願いします。（安全な仮置きの方法は、除染マニュアルで示します。）
- ③ 道路、側溝等 … 原則として、市が地域の理解と協力のもと、方部ごとに市内数カ所に仮置き場を確保し保管します。
- ④ 可燃ごみ（落ち葉、雑草、剪定枝など）は、市のごみ焼却工場等で焼却します。含まれる放射性物質は、焼却の際、焼却工場のバグフィルターで回収できるので、市が保管します。

ア) 仮置き場は国が設置する最終処分場への搬出までの間、周辺へ影響を与えないように専門家の指導の下、安全に保管、管理します。

イ) 仮置きした除去土壌等は、国が設置する最終処分場等が稼動した時点で、市が責任を持って早急に搬出します。

ウ) 市の仮置き場、焼却工場の周辺の放射線の状況は、定期的に測定して公表します。

エ) 市が直接設置するもののほか、地域において仮置き場の場所を選定した場合は、地域と協議のうえ市が仮置き場を設置し管理します。

オ) 市は、台帳を作成し、民地も含め市内の保管状況を記録します。

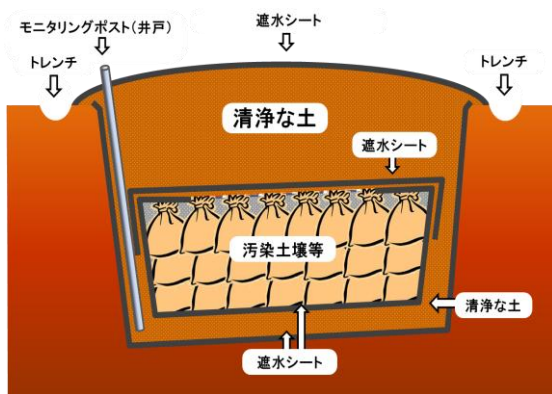
(7) 道路、側溝等の除去土壌の仮置き場の安全性の確保について

道路、側溝等の除去土壌等は比較的汚染度が高いことが想定されるため、市が設置する仮置き場は、安全性を確保するため基本的な構造は以下の仕様にします。

- ①地下水に影響を与えないように注意し、穴を掘りません。

- ②水が地下に浸透しないように、穴の底面及び側面に遮水シートを敷きます。
- ③さらにその内側に遮水シートを敷き、シートとシートの間にパイプを入れ水をくみ出せるようにしておき、内側の遮水シートの水漏れを監視するとともに、水漏れがあった場合は放射性物質が含まれていないか水を採取し検査します。
- ④除去土壌等は麻袋に詰めたうえビニール袋など耐水性の袋に入れて穴に入れ、入れ終わったら全体を包み込むように内側の遮水シートを折り曲げます。
- ⑤その上に更に遮水シートを敷き、水が染み込まないようにします。
- ⑥穴を放射性物質で汚染されていない土で 30cm から 50cm 覆土します。
- ⑦覆土した土の部分雨水浸入防止のため遮水シートで覆います。

【仮置き場の標準的構造】



【覆土厚さと放射線遮へい効果】	
覆土厚さ	遮へい効果
10cm	74%減
15cm	86%減
30cm	98%減

「除染推進に向けた基本的考え方」
(原子力災害対策本部)

(8) 除染の主体

除染は、福島市が主体となって全力で取り組みます。

公共施設・道路等は、原則として市・県・国が直接除染を行います。しかし、市内の除染対象の面積は広大であり、行政だけで全てを行うには相当の期間を要することが予想されます。このため、早期に市内の除染を行うためには、個人住宅や放射線量が低い身近な側溝など周辺環境については、市民の皆さんの除染への協力をお願いしなければなりません。また、民間所有地については、土地所有者・各事業所等による除染の協力をお願いします。

なお、国が特定避難勧奨地点の詳細調査をした地域で、空間放射線量が $2.5 \mu\text{Sv/時}$ 以上の住宅又は、高校生以下の子どもあるいは妊婦がいる $2.0 \mu\text{Sv/時}$ 以上の住宅については、緊急性を有するとして市が除染を行います。

除染対象	実施者
住宅・宅地・民間所有地	所有者
住宅・宅地（緊急性を有する場合）	市
通学路・生活道路（側溝含む）	市・県・国

その他の道路（側溝含む）・児童遊び場	市・県・国
学校・保育所・公園・公共施設等	市・県・国
賃貸住宅、事業所、工場等	施設管理者
里山・土手・農地・山林・河川	所有者

（９）市民・企業等による除染活動への支援

市民のみなさんや事業所等が行う除染に対し、市は以下により支援を行い、市民協働により早期の除染を推進します。

① 放射線量の測定

- ・市は、国・県・市民のみなさんと連携で放射線量を測定します。
- ・市は、全町内会へ放射線測定器を貸与します。支所等でも貸し出します。

② 補助金・除染相談等の支援

- ・市は、町内会等で市民のみなさんが協力して通学路や公園等の除染を実施する場合、補助金を交付します。
- ・市は、除染マニュアルを作成し、要望に応じて除染講習会を開催します。
- ・市は、除染の相談窓口を設けるほか、除染アドバイザーを派遣します。

③ 除染作業の支援

- ・民間宅地等でも、線量が高いなど緊急性がある場合については、市が除染を行います。
- ・市は、関係団体と協力して、ボランティアの募集と派遣支援を行います。

④ 地域除染計画の策定の支援

- ・地域やコミュニティの範囲など、大きな単位で計画的な除染を行うと効率的に除染ができると考えられます。このため、支所等を通じて、地域の除染計画の策定や、協働で行う除染の推進を支援します。（第４章参照）

⑤ 除去土壌台帳の作成

市は、最終処分場等への搬出に備え、市民が敷地内に除去土壌等の仮置き場を設置した場合、その場所や数量などについて報告をしていただき、台帳に記録します。

⑥ 除去土壌等の搬出

市は、国・県と連携し、責任を持って最終処分場等への搬出を行います。

⑦ 損害賠償請求

市は、個人・事業所・団体が行う除染活動の経費について、東京電力への損害賠償の対象となるよう国に強く働きかけ、損害賠償請求手続きの支援を行います。

⑧ 事業所等への支援

事業所・団体等が自己の管理する土地・施設等を除染する場合、市は除染相談などの支援を行います。

(10) 国・県・市の連携

①除染の法令等

これまで原子力発電所等以外の場所の放射性物質の処理について基準はありませんでしたが、平成 23 年 8 月 30 日に東京電力福島第一原子力発電所の事故で放射性物質に汚染されたがれきなどを国の責任で処理することを定めた法律が施行されました。しかし放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等の施行は、平成 24 年 1 月 1 日とされています。

今後は国において除染に関する制度の詳細が決定した場合、本市もその方針に沿って除染を実施することとします。

また、平成 23 年 8 月 26 日に国の原子力災害対策本部から、以下の除染に関する基本的な考え方等が示されました。

- ・ 除染推進に向けた基本的な考え方
<http://www.meti.go.jp/press/2011/08/20110826001/20110826001-2.pdf>
- ・ 除染に関する緊急実施基本方針
<http://www.meti.go.jp/press/2011/08/20110826001/20110826001-1.pdf>
- ・ 市町村による除染実施ガイドライン
<http://www.meti.go.jp/press/2011/08/20110826001/20110826001-6.pdf>

②国・県への要望

市町村が行う除染は、除去した土壌等（土壌、草木、工作物等）を、恒久的に保管管理できる場所に移送することが大前提の作業であり、これは国・東京電力が責任を持って決定し準備すべきものです。このため、除染により発生した土壌等は、市内においては、あくまでも仮置きとして考え、最終保管場所の早急な設置と運搬について、国・県に強く求めていくこととします。

3 優先度の考え方

除染作業のスケジュールを策定するにあたって、以下の 2 つの視点から安全安心の緊急度を考慮し、作業の優先度を設定します。ただし、優先度は固定的なものではなく、地域の状況や除染手法の開発に合わせて、柔軟に対応するものとします。

なお、これは市が実施する除染作業の優先度であり、市民が自ら除染を実施する場合は、これにこだわらず、市は支援を行います。

(1) 市内の空間放射線量別

市が行う除染作業は、これまでの測定により判明した空間放射線量の高い地域から重点的に進めることとし、重点除染地区を以下のとおりとします。

ただし、線量が比較的低い地域内でも、公共性が高い施設や、新たな測定により発見された局地的に線量の高い地区等は、優先的に除染することとします。

なおこの重点除染地域は、除染の進捗により放射線量の再測定を実施し、見直しを行います。

(線量の単位は $\mu\text{Sv}/\text{時}$)

地域	線量	重点除染地域	摘要
中央地区	0.71～3.32	○	一部線量が高い地点
渡利地区	1.02～4.05	◎	
杉妻地区	0.42～2.02		
蓬萊地区	1.03～2.22	○	一部線量が高い地点
清水地区	0.71～2.95	○	一部線量が高い地点
東部地区	0.55～3.00	○	一部線量が高い地点
大波地区	1.25～3.87	◎	
北信地区	0.77～2.73	○	一部線量が高い地点
吉井田地区	0.58～2.20		
西地区	0.26～1.14		
土湯温泉町地区	0.11～0.40		
信陵地区	0.74～2.64	○	一部線量が高い地点
立子山地区	1.19～2.33	○	一部線量が高い地点
飯坂地区	0.42～2.13		
茂庭地区	0.12～1.05		
松川地区	0.52～2.08		
信夫地区	0.56～1.75		
吾妻地区	0.32～1.78		
飯野地区	0.76～6.65	○	一部線量が高い地点

※線量は「全市一斉放射線量測定結果」(福島市環境部)より

※重点除染地域(○)は、「全市一斉放射線量測定結果」で $2\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上あった調査地点が全調査地点の概ね10%以上の地区、最重点除染地域(◎)は50%以上の地区

※◎は全域を対象に、○は一部線量が高い地点を対象に、市が重点的に除染する地域

※一部線量が高い地点以外の地点及び空白の地区は市民協働で除染する地域

(2) 地域内の土地用途別

一つの地域内では、子どもを中心に市民が長時間滞在する空間で、早急な除染が必要な空間を優先します。また、地域のイベントで利用する広場や施設などは、コミュニティの維持やリフレッシュに欠かすことのできない空間です。このよう

な場所は、優先的に除染を進める対象とします。当面、以下のような優先度を設定します。

前記（１）との関係では、例を上げると、放射線量が高い地域の山林より、線量が低い地域の通学路や居住空間を優先することとします。

優先度	土地用途	摘要
◎	学校、保育所等	校庭、園庭等を含む。
	住宅・宅地	生活空間に近い放射線量の高い場所（庭・雨どいなど）を集中して除染する。
	通学路	側溝を含む。
	生活道路	国道、県道はそれぞれ道路管理者が実施するよう要請する。（側溝を含む。）
	公共広場	都市公園、児童遊び場、スポーツ広場など
	公共施設	支所、学習センター、集会施設など
○	民間施設	事務所、小売店、工場など
	その他の道路	国道、県道はそれぞれ道路管理者が実施するよう要請する。（側溝を含む。）
	里山・土手	住宅地等に接近した里山・土手等は、生活空間の放射線量に影響を与えるため、早急に除染手法を確立して除染を実施する。
	農地・山林・河川	※今後示される国県等の除染指針による。

4

地域毎の除染の取り組み

早期の除染には、市民のみなさんの協力が必要ですが、個人住宅や周辺環境について、個人や小さな町内会単位で除染を行うのは大変な作業です。

広い単位で除染計画と実施団体を作ると、事業者への委託契約やボランティアの募集などで効率的な除染が可能になると考えられます。

このため、市では、地域の実情に応じ、地域やコミュニティの範囲などで、行政と市民との協働で地域除染計画を策定することを推奨します。

今後、市では、地域のみなさんの意向を伺いながら、支所などを中心に取り組みを進めます。

① 地域除染対策委員会等の設置

地域内の各町内会等で（仮称）地域除染対策委員会などを設置することにより、その後の作業が円滑に進みます。

また、作業の一部を事業者に委託する場合の主体にもなります。

② 地域除染計画の策定

おおまかでも地域内の除染計画を策定することで、除染のスケジュールや内容を、地区の住民が共有することができます。

また、市など行政との役割分担の基本ともなります。

5 除染スケジュール（第1次）

（1）23年度から27年度までのスケジュール

	除染対象	23	24	25~27	摘要
1	学校、保育所等				放射線量の推移を注視し継続して除染
2	住宅 （重点除染区域）				市民協働により除染 緊急性がある場合は市が除染
3	住宅 （重点除染区域以外）				市民協働により除染
4	通学路・生活道路 （側溝含む）				市・国・県が除染 場所によって市民協働により除染
5	その他の道路				市・国・県が除染 場所によって市民協働により除染
6	公共施設・公共広場				市・国・県が除染 場所によって市民協働により除染
7	民間施設				施設管理者が除染
8	里山・土手		(未定)		
9	農地・山林・河川		(未定)		

※ 集中的に実施

計画的に実施

(2) 平成23年度スケジュール

	大波地区	渡利地区	中央地区・蓬萊地区・清水地区・ 東部地区・北信地区・信陵地区・ 立子山地区で一部線量が高い地点	左記の地区でその他の地点 又は、左記以外の地区
実施時期	10月から	—	—	—
住宅	○	○	○	○
通学路・生活道路	○	○	○	○
その他の道路	○	○	○	
都市公園・児童遊び場	○	○ (都市公園の一部は 10月から実施)	○ (都市公園の一部は10月から実施)	○ (都市公園の一部は10月から実 施)
支所・出張所・学習センター	○	○	○	○

●参考とした文献のリンク

- ・高エネルギー加速器研究機構 放射能科学センター 公表資料（セシウム 134,137 の減衰予想図）
<http://rcwww.kek.jp/hmatsu/fukushima/>
- ・文部科学省 8月7日発表「ダストサンプリングの測定結果」、
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/07/1306615_080710.pdf
- ・文部科学省 8月7日発表「土壌サンプリングの測定結果」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/07/1306615_080710d.pdf
- ・福島大学 8月3日発表観測結果
http://www.fukushima-u.ac.jp/press/H23/pdf/19_02.pdf
- ・文部科学省 「環境放射能水準調査結果」5月（Cs137とCs134の割合）
http://radioactivity.mext.go.jp/ja/monitoring_by_prefecture_fallout/2011/05/1060_0810.pdf

■福島市ふるさと除染計画 <第1版> ■

2011年9月27日

作成：福島市政策推進部危機管理室

電話：024-525-3793

ホームページ：<http://www.fukushima.fukushima.jp>